

平成元年1月

平成元年度の税制  
改正に関する答申

税制調査会



## まえがき

- 1 税制調査会は、昭和62年11月12日、内閣総理大臣より新たな諮問を受けて以来、税制全般にわたる検討を行ってきたところであり、同年12月にはその審議の一環として「昭和63年度の税制改正に関する答申」を行った。さらに、昭和63年4月には「税制改革についての中間答申」を、同年6月には「税制改革についての答申」を行ったところである。
  - 2 その後、当調査会は、平成元年度の税制改正等について審議を行い、平成元年1月13日、第27回総会において、その結果を「平成元年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
- 本書は、この答申を印刷に付したものである。



## 平成元年度の税制改正に関する答申

平成元年1月13日

内閣総理大臣 竹下登 殿

税制調査会会长 小倉武一

平成元年度の税制改正に当たり、実施すべき事項等について、当調査会の意見を別紙のとおり答申します。



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委 員	飯 田 経 夫	○後 藤 基
	○五 十 畑 隆	小 松 勇 五 郎
	○石 弘 光	○近 藤 隆 之
	○大 谷 健	佐 治 敬 三
	○大 宅 映 子	○鈴 木 隆
	○大 山 炙 人	○高 原 須 美 子
	○小 倉 武 秀	田 淵 節 也
織 勝	本 岡 保 夫	寺 田 千 代 乃
○加 加	藤 藤 一 郎	端 田 泰 三
鎌 河 栗	田 合 原 要 良	演 口 方 光 輝
	栗 一 勝	土 柄 栄 武 吉
	○河 岡 田 卓 也	真 山 下 田 真 精 吾
特別委員	貝 塚 啓	○吉 國 二 郎 夫
	○金 子 宮 宏 龍	播 広 瀬 一 郎 夫
	清 武 立 田 山 武	廣 瀬 嘉 晴
	田 中 里 司 子	藤 松 尾 好 衛
	新 飯 田 宏	横 松 本 作 衛
		渡 橫 河 正 三
		部 部 昇 一

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した  
委員及び特別委員である。)



## 目 次

一 基本的考え方.....	1
二 平成元年度の税制改正.....	2
1 租税特別措置の整理合理化.....	2
2 取引所税.....	2
3 個人住民税.....	2
4 自動車税.....	3
5 その他.....	3
三 納税者番号制度.....	3



当税制調査会は、一昨年11月、内閣総理大臣からの諮問を受け、その後、税制の抜本的改革について審議を重ね、昨年4月に「税制改革についての中間答申」、6月に「税制改革についての答申」をとりまとめた。これらに盛り込まれた内容については、昨年末、その実現をみたところである。

当調査会は、その後、更に、当面の課題である平成元年度の税制改正等について検討を行った。

## 一 基本的考え方

1 当調査会は、先に述べた答申において、個人所得課税の負担軽減・合理化、有価証券譲渡益課税の見直し等税負担の公平確保のための措置、相続税の負担の軽減・合理化、現行間接税制度の抜本的見直しと新しい方式の間接税の導入、国際的視点に立った法人税制の確立を柱とする税制全般にわたる改革案を提示したところであり、これを踏まえ、昨年7月には税制改革関連六法案が国会に提出され、昨年末その成立をみたところである。

2 当面は、新税制が円滑に実施されるよう政府において各般の努力を払うことが望まれる。とりわけ、消費税の導入に当たっては、この種の税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、その内容、仕組み、実施面等に関する国民への説明、円滑かつ適正な転嫁及び便乗値上げ防止を図るための施策、納税者の対応の便宜への配慮等が重要であり、政府に新たに設置された新税制実施円滑化推進本部等を通じ、適切な施策が講じられることを望むものである。

3 税負担の公平確保を求める国民の声はなお大きく、今後とも、不公平税制の是正に努めるほか、所得・消費・資産等の間で均衡がとれたよりよき税制の姿を求め、土地をはじめとする資産に対する課税のより一層の適正化の検討も含め、不断の努力を行う必要がある。

これとの関連において、納税者番号制度についても、国民の合意形成の状況を見守りつつ更に検討していくことが適当である。

なお、消費税についても、その実施後も国民の声に十分耳を傾け、その仕組み等について、社会経済の実態に合うよう適宜見直していく必要があるものと考える。

4 また、税制が国民の理解と信頼を得るために、税の使途、即ち行財政が効率的に運営されることが是非とも必要であり、あわせて、巨額の借入金残高を抱える厳しい財政状況にかんがみれば、行財政改革を引き続き強力に推進することが不可欠である

ことについてもここで改めて指摘しておきたい。

## 二 平成元年度の税制改正

平成元年度の税制改正に当たっては、こうした状況を踏まえつつ、当面の政策的要請に対応するとの観点から、以下の措置を講ずることが適当と考える。

### 1 租税特別措置の整理合理化

- (1) 準備金、特別償却等の租税特別措置は、特定の政策目的を実現するため講じられているものであるが、その反面、税負担の公平その他の税制の基本原則をある程度犠牲にしているものである。したがって、租税特別措置については、税制の基本原則に照らし、課税ベースの拡大の見地から厳しい見直しを推し進めるべきであり、既に目的を達したものや政策効果の少ないものについては整理合理化を行うことが必要である。また、創設及び拡充についても厳にこれを抑制するものとする。
- (2) 地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置は、国税における租税特別措置に関連するものと、地方税における独自のものとに大別されるが、これらの特別措置についても、国税におけると同様の考え方により、整理合理化を図るとともに、創設及び拡充を行うことは厳しく抑制すべきである。特に、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申において指摘してきたとおり、これを撤廃すべきであり、少なくとも所得税及び法人税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適当である。

### 2 取引所税

取引所税は取引所における先物取引全般を課税対象とするものであり、既に課税されている先物取引との間の負担の公平を確保するため、現在、課税対象となっていない有価証券指数等先物取引、金融指標先物取引及び通貨等先物取引についても課税することが適当である。

しかしながら、先物取引の国際性や金融先物市場が開設されていないことにかんがみれば、国際性に留意しつつ、金融先物市場等の姿や取引の実態等を見極めた上で、その具体的改正内容について速やかに結論を得ることが望ましいと考える。

### 3 個人住民税

最近における国民生活水準の動向等との関連を踏まえて、低所得者層の税負担について配慮するため、現行の所得割及び均等割の非課税限度額を引き上げることが適当である。

また、寝たきり老人等を在宅で介護する家庭等の負担を軽減するため、年齢70歳以上の障害者等に適用される所得控除の額を引き上げることが適当である。

#### 4 自動車税

自動車税については、近年における自動車の需要動向及び国際的な観点等から、その税率構造がよりなだらかなものとなるよう、普通乗用自動車の税率の見直しを行うことが適当である。

#### 5 その他

- (1) 公共事業に伴い土地を譲渡する場合等各種のケースについて認められている特別控除については、その額が昭和50年以来据え置かれているところから最近の地価の上昇を踏まえその引上げを求める声があるが、
  - ① 特別控除後の所得に対する税負担については、昭和50年以降においても税率の引下げ等により大幅に軽減されてきていること
  - ② 特別控除や買換え(交換)特例の結果、土地譲渡益のかなりの部分が課税の対象から脱落しており、現状においても税負担の公平確保の見地から問題があること
  - ③ 資産に関する課税の適正化が強く求められていること等を考慮すれば、特別控除の引上げについては、慎重に対処する必要があると考える。
- (2) 個人の事業税については、社会経済情勢の変化に伴い、その課税対象事業について、事業の実態、課税実績等を踏まえ、整理を行うことが適当である。

### 三 納税者番号制度

- 1 納税者番号制度については、これまで当調査会においてもしばしばその検討の必要性が論じられてきたが、先般、税制の抜本的改革についての審議を行った際、特に有価証券譲渡益課税をめぐる議論に関連して、納税者番号制度について具体的に検討する必要があるとの問題提起があった。このため昨年2月納税者番号等検討小委員会を設置し、同制度の内容及び導入する場合の問題点等について幅広く検討を行ってきたところである。その検討結果は、昨年12月納税者番号等検討小委員会報告として公表したところであるが、この機会に当調査会として納税者番号制度について基本的な考え方を述べると次のとおりである。
- 2 紳税者番号制度は、その効果には一定の限界はあるものの、納税者の所得等を把握し適正・公平な課税を実現するためには有効な制度であると考える。

しかしながら、納税者番号制度は我が国になじみのない制度であり、技術的にも複雑な側面を有しているほか、国民生活にも少なからぬ影響を及ぼすものであるところから、仮に同制度を我が国に導入しようとする場合には、次の諸点が充足されていることが必要である。

まず、基本的な前提として、大多数の個人及び法人に対し全国一連の生涯変わらない番号を付与しうる体制ができていなければならない。

次に、納税者番号制度とプライバシー保護との関連では種々懸念が表明されているところであるが、この点については納税者番号等検討小委員会報告に示されているように、適正な税務執行のために必要な限りでプライバシーの権利が制限されることはやむを得ないと考え方、また、広く国民を対象とする番号制度が導入されても、番号を利用して収集した情報の目的外利用について制限を設けるなど番号制度の運用について適切な管理が伴えば、プライバシーの侵害といった事態は防止できるとの考え方方が国民の共通の理解となることが必要である。

さらに、納税者番号制度が導入されれば、国民生活に少なからぬ影響を及ぼすことになるので、適正・公平な課税の実現のためには同制度が必要であり、それに伴うわざらわしさや費用を受忍することもやむを得ないとの認識が国民の合意となることが必要である。

3 以上の諸点のうち大多数の個人及び法人を対象とする番号制度の導入については、税制調査会の審議の対象範囲を超える問題を含んでいるので、当調査会としては政府部内において税務のみならず幅広い視点から検討が進められることを要望するものである。

次に、納税者番号制度とプライバシーの保護との関係あるいは適正・公平な課税の実現のためには国民がどの程度のことまで受忍すべきかという問題については、納税者番号等検討小委員会報告をもとに同制度の目的や基本的仕組みが十分理解された上で、広く国民の間で掘り下げた議論が行われることを期待する。

納税者番号制度の導入問題については、以上のような検討や議論を通じた国民の合意形成の状況を見守りつつ、更に検討していくことが適当であると考える。



(大蔵省印刷局製造)